

「中華文化の復興」としての孔子廟改革

一九六八―七〇年の台北孔子廟を焦点として

水口拓寿

一、「道統」と「治統」

孔子廟という儀礼施設について、中央研究院歴史語言研究所の黄進興は、『道統』が姿形を備えた化身である一方、しかし『治統』を代表する人君に制せられる存在でもある。歴史上におけるその栄枯盛衰は、正に『道統』と『治統』の間に、これを導くものがあつた（它為「道統」的有形化身；另一方面，卻受制於代表「治統」的人君。其在歷史上的興衰起伏，正是它介於「道統」於「治統」之間，有以導之¹⁾）と指摘している。拙論の趣旨に即して言い換えるならば、政権の公認する「正しい儒教文化（史）」を視覚的・聴覚的に表現することにより、その政権の正統性を宣伝する装置として、孔子廟やそこで行われる儀礼が存立してきたというわけである。

政権が「正しい儒教文化（史）」だと標榜するものが交替したり、或いは政権自体が交替したりした場合に、しばしば孔子廟というハードウェアや、そこで行われる儀礼というソフトウェアが更新を施された。そして、孔子廟のこうした改革にあたっては、「正しい礼楽（当時の儒教思潮において、なおかつ当時の政権のイデオロギーにおいて）」と「誤った礼楽」を、また「我ら正統な政権に繋がる伝統」と「彼ら非正統な政権に由来する伝

（1）黄進興『優入聖域——権力、信仰与正当性』（一九九四、允晨文化出版刊）一六三頁。

統」を弁別した上で、それぞれ前者を補強し、後者を排除することが、自ずから基本姿勢となったのである。

二、孔子廟と釈奠儀礼の概要

孔子廟は、儒教の開祖とされた孔子を主な祭祀対象とする廟であり、伝統的に「孔廟」「文廟」「聖廟」などとも称してきた。中国大陸や台湾に限らず、前近代に創立された孔子廟は、官立文教機関の附属施設として建てられたものが多く、そうした文教機関の例として、北京の国子監、漢城（現・ソウル）の成均館、江戸（現・東京）の昌平坂学問所などを挙げる事ができる。

孔子廟の空間構成や殿堂の名称は、幾度もの歴史の変遷を経てきたが、各地の現存孔子廟に与えた影響力の大きさに鑑みて、中国清朝の制度（厳密には、咸豊七年（一八五七）³以後のもの）を例に取ると、凡そ以下の通りとなっている。中央に「大成殿」があつて、ここに「至聖先師」として孔子を祀り、「四配」（東側に復聖顔子・宗聖曾子、西側に述聖子思子・亜聖孟子）を「配享」（配祀・配侑とも称する）し、更に「十二哲」（東側に先賢閔子損・先賢冉子雍・先賢端木子賜・先賢仲子由・先賢卜子商・先賢有子若、西側に先賢冉子耕・先賢宰子予・先賢冉子求・先賢言子偃・先賢顓孫子師・先賢朱子熹）を「従祀」する。大成殿の両脇には、「東廡」「西廡」という細長い区画が前方に向かって伸びており、孔子の同時代人から後世の儒者たちまで、多数の「先賢」「先儒」を従祀する。大成殿の後方には、「崇聖祠」という附属の祭祀施設があり、ここに孔子・四配などの父を祀る（孔子については、父を含めた祖先五代と兄を祀る）。それぞれの神位は、一律に木主（木製の位牌）を用いて、神像を用いない。孔子廟とは即ち、木材や石材や金属材によって三次元の姿に描き出された、「正しい儒教文化」⁴の曼陀羅であり、「正しい儒教文化史」の年表であると言えよう。

孔子廟で行われる代表的な儀礼が、「釈奠」である。『礼記』文王世子篇に「凡そ学校では、春に官がその

先師に対して積奠を行い、秋冬にも同じようにする。凡そ学校を創立する際には、必ず先聖先師に対して積奠を行い、儀礼を行うに当たっては幣を供える（凡學，春官釋奠于其先師，秋冬亦如之。凡始立學者，必釋奠于先聖先師，及行事必以幣）とあるのを、儀礼挙行の経典的根拠とし、我々が「旧曆」と総称する伝統的曆法における仲春（二月）と仲秋（八月）の上丁（最初の「丁」の日）に行われるのが常であった。⁵⁾

積奠の儀礼過程は多くの分節から成り、通時的な変遷（時代による相違）や共時的な異同（地域による相違）も少なくないが、その核心部分は、以下の四段階から成る。

○迎神——孔子の神霊を迎える。

○酒や帛を捧げ（三献礼——初献・亜献・終献）、祝文を奉読する。

○飲福受胙——供物の酒や肉を、人と神霊が共食する。

○送神と望燎——神霊を送り出し、また祝文や供物を焼いて神霊に届ける。

儀礼の参加要員は、以下の五群に分類することができる。

(2) 拙論では西暦（グレゴリオ暦）一九四五年以前について、時間的距離の把握の便宜のため、「現地で行われた紀年法」と西暦を併記しておく。

(3) 中国では、既に明朝嘉靖九年（一五三〇）に、神像を廃して木主のみを用いるよう定められていた。しかし、曲阜孔廟のように、木主を導入しながら神像と併存させた事例もある。孔子廟制度の大幅な変更を含む「嘉靖の礼制改革」の全体像と思想的意義については、小島毅「嘉靖の礼制改革について」（『東洋文化研究所紀要』第一一七冊、一九九二、東京大学東洋文化研究所刊）を参照。

(4) 孔子廟を比喻するのに仏教用語を使うことは、適切を欠くかもしれないが、他に良い修辭を思い付かない。筆者の語彙力不足を容赦願いたい。

(5) 「積奠」を文字通りに解釈すれば「供物を置き並べること」であり、本来は「孔子に対する祭祀」のみを指す語ではない。例えば、



写真1 積奠の準備を整えた、台北市孔廟（台北孔子廟）の大成殿。2003年撮影。



写真2 台北の積奠は午前6時に始まり、儀礼が終わる頃に空が明るくなる。画面右側に大成殿、奥に西廡、更に向こうのコンクリート建築は明倫堂（講堂）。2003年撮影。

◇主献（主祭・正献官などとも称する）—— 儀礼全体の主宰者であり、孔子に対して三献礼を行う。三献礼を一人が行う方式も、三人が交替して行う方式もある。

◇分献（分祭・分献官などとも称する）—— 配享された者・従祀された者に対して三献礼を行う。

◇礼生（執事とも称する）—— 迎神・送神・開扉・閉扉などを担当する。主献や分献に付き添って、儀礼空間内の移動や、儀礼の所作を指示する者（引賛）もある。

◇楽生—— 音楽（器楽と歌唱）を担当し、三献礼など多くの場面で伴奏する。

◇佾生（舞生とも称する）—— 三献礼の際に、大成殿前で佾舞を担当する。

このような儀礼過程や参加要員の構成は、孔子廟での積奠に特有のものではなく、広く天神・地祇・人鬼に

対する儒教的儀礼と、基本的に共通する。

三、台湾における一九六八―七〇年の孔子廟改革（一）——「中華文化復興運動」と孔子廟

台湾は一六八三年（永曆三七、康熙二二）に中国清朝の統治下に入り、各地に官立の孔子廟が創立された。清朝の定めた孔子廟や積奠の制度が、一八九五年（光緒二三、明治二八）に日本へ割譲された後も踏襲され、更に一九四五年（昭和二〇、民国三四）の「光復」（日本統治期の終了）以後に及んだ。

清朝統治期には積奠の挙行に当たり、当然に清朝所定の祭服が着用されていたが、日本統治期（各地の孔子廟は民間団体により存続させられた）に、民間礼装である「長袍と馬褂」に替わった。なお、清朝は一九〇六年（光緒三二）に、国家的祭祀儀礼の体系の中で、積奠を「中祀」級から「大祀」級に昇格させたが、既に日本統治期に入っていた台湾の孔子廟に、この時の積奠改制は影響することがなかった。⁷⁾

中国大陸で発足した国民党政府は、一九三四年（民国二三）に、グレゴリオ暦の八月二十七日を「孔子誕辰紀念日」と定めた上で、中央政府と各院・各部の代表により曲阜で「莊重な儀礼（隆重典禮）」を挙行し、翌

孔子廟という施設の成立以前から、同じ経文に根拠を求めて、「先聖」として周公を祀り、「先師」として孔子を配享する儀礼が行われていた。この場合、祭祀対象として、周公が孔子よりも上位（主要な地位）に置かれたのである。

（6）隋代以来、国家的祭祀儀礼は「大祀」「中祀」「小祀（群祀）」の三等級に分けられるのが常であったが、孔子廟における積奠は、この時に大祀へ昇格するまで、中祀に列せられていた時期が大半を占める。

（7）以上、台湾における孔子廟の歴史については、黄文陶編著『中国歴代及東南亜各国祀孔儀礼考』（一九六五、嘉義県文献委員会刊）一〇八一―一九五頁、黄得時編著『台湾的孔廟』（一九八一、台湾省政府新聞処刊）、杜美芬「祀孔人文暨礼儀空間之研究——以台北孔廟為例」（二〇〇三、中原大学建築学研究所碩士論文）八一―一三三二頁などに拠る。

（8）郭廷以編著『中華民國史事日誌』第三冊（一九八四、中央研究院近代史研究所刊）三七―一頁。孔子の誕生日には諸説あるが、「旧曆」八月二十七日説を清朝が採用していた。この数字を踏襲したのであるか、国民党政府はグレゴリオ暦の八月二十七日を、孔子誕辰紀念日に定めたのである。

一九三五年（民国二四）には、孔子・顔子・曾子・子思・孟子の嫡系裔孫を、各々「大成至聖先師奉祀官」「復聖奉祀官」「宗聖奉祀官」「述聖奉祀官」「垂聖奉祀官」に任命するなど、「遷台」（台湾への移転）以前から、孔子廟や孔子祭祀に関心を示していた。国民党政府が「遷台」した一九四九年からは、台北孔子廟の積奠に、総統の代理（総統代表）が出席して上香するようになった。一九五一年には、台北孔子廟を運営する民間団体であった「台北崇聖会」が廃され、「台北孔子廟管理委員会」が設立された。¹¹ これ自体もあくまで民間団体だったが、但し台北市長が主任委員を兼任した。一九五二年には、孔子誕辰記念日が「旧曆」の生年月日からグレゴリオ暦に換算されて九月二八日に移動し、一九六〇年には、この年が孔子生誕二五一〇周年であること（孔子が紀元前五一年九月二八日の誕生であること）が、改めて宣言された。¹²

中国大陸で共産党政府が「文化大革命」を開始すると、国民党政府はこれに対抗して、一九六六年から台湾で「中華文化復興運動」を展開した。「堯↓舜↓禹↓湯王↓文王↓武王↓周公↓孔子」という「道統」が、「国父」である孫文に繋がるとされ、孔子が中華文化を初めて集大成して以来、孫文の三民主義によって再び集大成が成ったとされたのであり、「我が五千年来の伝統的で優秀な文化（我五千年來傳統優秀之文化）に対する態度において、共産党政府との差異化を図るという意図が、この言説には含まれていた。¹³」そしてそれ故に、儒教文化の振興が、「中華文化復興」の中核的要素として扱われることになったのである。

そうした流れの中で、蔣中正（蒋介石）総統は一九六八年二月二二日に、「孔子廟の雅楽、孔子祭祀の楽器・舞踏・服装を研究・製作することを、重視するべきであって、それによって、我が国に古くからあった礼楽の基礎を恢復するのだ（對於孔廟雅樂、祭孔之樂器、舞蹈、服裝之製作與研究，應加以注重，以恢復我國古有禮樂之基礎）」と、手諭によって指示した。教育部文化局は、この手諭を承け、九月一〇日に内政部・台湾省政府民政庁・同教育庁・台北市政府民政局・同教育局、及び孔徳成（大成至聖先師奉祀官）・蔣復聡（故宮博物院長）・荘本立（中国文化大学教授、音楽史専攻）などの有識者を招集して、「祭孔礼楽工作委員会」を組織した。¹⁴

新制の積奠は、同月二八日に台北孔子廟で挙行され、蔣總統自身が前日の「習儀」(予行演習)を視察した。¹⁵⁾ 祭孔礼楽工作委員会は一九七〇年まで、台北孔子廟で毎年行われた積奠を体験機会としながら、儀礼過程・礼器・衣冠・音楽・舞踊などの補訂に従事した。中途から、王宇清(国立歴史博物館長、服飾史専攻)なども委

(9) 当日は、曲阜孔廟において「国祭(公祭)」と「家祭」が連続して行われ、更に孔子の墓前で「謁陵典礼」が行われた。国祭と家祭は、中央政府から派遣された葉楚傖が「主祭」を務めた。家祭は、当時「衍聖公」の位にあった孔子第七代嫡系裔孫の孔徳成が主祭を務め、八佾舞(文舞と武舞)を用いる積奠の形式が取られた。『中華民国史事日誌』第三冊三九三頁、及び中華民国国史事紀要編輯委員會編『中華民国国史事紀要』中華民國二十三年(一九三四年)七月至十二月(一九八八年、国史館刊)二九一―二九三頁。中野江漢『積奠』(一九三五、東亜研究会刊)三三―三四頁は、この日は「全国一斉に盛大なる積奠の式典を挙行した」と述べている。

(10) 『中華民国史事日誌』第三冊四三三、四八九頁、及び『中華民国国史事紀要』中華民國二十四年(一九三五年)一至六月份(一九八七年、国史館刊)五六頁、七至十月份(一九九〇年、国史館刊)三九―四〇頁。注意すべきは、子思自身が孔子の嫡孫に当たることである。故に、子思の嫡系裔孫は、必ず孔子の嫡系裔孫でもあるわけだが、この時に任命された孔姓の奉祀官は一名のみ(孔徳成、大成至聖先師奉祀官)であったから、即ち、述聖奉祀官は大成至聖先師奉祀官が兼任したか、或いはさしあたり空位とされたのだろう。

(11) 現存の台北孔子廟(台北市孔廟)は、清朝統治期に創立された「文廟」が、日本統治期の初頭に撤去された後、一九三一年(昭和六)に「台北孔廟建設籌備処」(民間団体)が、現在の所在地に「台北孔子廟」として再建したものである。

(12) 徐金虎編『礼俗宗教法令』(一九六九年、瑞成書局刊)三一頁「考証孔子誕辰」項。台湾における孔子廟の歴史については、以上の時期についても、注(7)に示した文献に依拠して記述した。

(13) 蔣中正「中山樓中華文化堂落成紀念文」。『中華民国史事紀要』中華民國五十五年(一九六六年)七月至十二月份(一九九一年、国史館刊)八五八―八六〇頁に収録。

(14) 杜氏の教示によれば、器具・衣冠の製造や儀礼の練習までが、僅か一八日間で完了できたとは考え難いため、実際には更に早くから、同委員会の前身もしくは実務組織が活動していた可能性がある。

(15) 翌日に蔣總統は、中央政府による「大成至聖先師孔子二五―八週年誕辰典礼」を總統府大礼堂で主催した後、「経験豊富で優良な教授や教師(資深優良教授教師)」を中山樓に招いて訓話した。その中で、「孔子祭祀の儀礼を参観した後、礼学が人に感銘を与えることの深さを、ますます感じるようになった(看了祀孔典禮以後、愈益感覺到禮樂的感人之深)」、「今回の改革を経た孔子祭祀の儀礼は、一般の俗楽を棄て、宮・商・角・徵・羽の群楽に完全に改まっており、一大進歩である(對這一次改革後的祀孔典禮、摒棄了一般俗樂、而完全改用宮、商、角、徵、羽的群樂、是一大進歩)」と述べた。また、共産党政府が「中国文化を破壊し、孔子の思想を敵視している(破壞中國文化、仇視孔子思想)」ことに言及して、教師たちに「中華文化之復興」への協力を求めた。『先

員会に参入した。そして、三年來の事業の経緯と成果が、『祭孔礼楽之改進』と題する冊子に纏められた。¹⁶⁾

同月一八日には、第一回の新制積奠に先立って、行政院により「大成至聖先師孔子誕辰紀念日法」が公布され、即日施行された。「大成至聖先師孔子誕辰紀念日」と銘打たれた九月二八日に、中央政府と地方政府では行政首長の主催により「紀念大会」¹⁷⁾を行うこと、孔子廟を擁する地方では、併せて「古礼に基づく孔子祭祀の儀礼次第（古禮祀孔儀節）」に則り、「中華式の礼服（中式禮服）」を着用して、積奠を行うことが法制化されたのである。¹⁸⁾一九七二年に、台北孔子廟は国民党政府に接収され、台北市民政局の管轄下に入って、それまでの「台北孔子廟」から「台北市孔廟」に改称された。これらの動きと並行して、台中・高雄・桃園など、従来は孔子廟のなかった都市に、市政府や県政府の運営になる孔子廟が建立されていった。¹⁹⁾

四、台湾における一九六八―七〇年の孔子廟改革（二）——『祭孔礼楽之改進』を読む

六つの変数に注目することによって、孔子廟制度がどのように変遷したか、その骨格を把握することができる。それは、①国家的祭祀儀礼において積奠が位置する等級、②孔子に追贈された称号、③配享者・従祀者の内訳と配置、④積奠に用いられる衣冠、⑤積奠に用いられる楽曲（音楽と歌詞）、⑥積奠に用いられる佾舞である。

『祭孔礼楽之改進』、及び同書に言及された明代の黄佐『南雍志』、李之藻『頓宮礼楽疏』、更に『万曆大明会典』、『光緒大清会典』、『光緒大清会典图』、『光緒大清会典事例』、『明史』、『清史稿』などの文献資料に抛り、上記六つの変数について、明朝一五三〇年（嘉靖九、「嘉靖の礼制改革」の一環として）、清朝一七四二年（乾隆七）、一九〇六年（光緒三二）、国民党政府一九六八―七〇年に定められた孔子廟制度を比較すると、以下の通りとなる。²⁰⁾

①国家的祭祀儀礼としての等級

明朝一五三〇年——中祀、佾舞は六佾、孔子用の供物を盛る籩・豆は一〇ずつ²¹⁾（前年までは大祀〈特に祀天儀礼〉と同様に、佾舞は八佾、孔子用の籩・豆は一二ずつ）。

總統蔣公思想言論總集》卷二十九「演講」二二六—二二八頁に抛り、『中華民國史事紀要』中華民國五十七年（一九六八）七至十二月份（二〇〇二、國史館刊）三三一—三三三頁に収録。

〔16〕祭孔礼楽工作委員会編『祭孔礼楽之改進』一九七〇、祭孔礼楽工作委員会刊。蔣總統の指示からここまでの経緯については、同書二頁「前言」の中で整理されている。同書の内容は、次の段落に述べる「大成至聖先師孔子誕辰紀念弁法」とは異なり、法令としての強制力を持たなかったため、台湾全域の孔子廟に完全浸透するには至らなかった。林勇成「台湾地区孔子廟『積奠佾舞』之研究」（二〇〇二、中国文化大学舞蹈研究所碩士論文）九〇頁、杜氏前掲論文一三一頁。

〔17〕その内容は、国歌斉唱、国旗・「国父」孫文・孔子に対する三鞠躬礼（立ったまま頭を下げることを、三度反復する）、孔孟学説の講義、「孔子紀念歌」の演奏などから成る。「孔子紀念歌」は、『礼記』礼運篇の一部（「大道之行也、天下為公」から「是謂大同」まで）を歌詞として、洋式音楽を附したものである。一九三四年（民國二十三年）八月二十七日に、国民党政府が首都南京の国民党中央党部大礼堂で開催した「先師孔子誕辰紀念大会」も、孫文の肖像画の前方に孔子の肖像画を置いて、儀礼が行われた。『中華民國史事紀要』中華民國二十三年（一九三四年）七至十二月份、一九三頁。

〔18〕『總統府広報』一九九四号（民國五十七年八月一九六八）九月二〇日）四頁に抛り、『中華民國史事紀要』中華民國五十七年（一九六八）七至十二月份（二〇〇二、國史館刊）二九五—二九六頁に収録。台北孔子廟（台北市孔廟）では現在に至るまで、台北市長が「正献官」を務め、孔子に対する三献礼を一人を担当してきたが、總統も三献礼の後に上香して祝文を捧呈すること、更にその後で、大成至聖先師奉祀官も上香することが、儀礼過程に組み込まれている。『祭孔礼楽之改進』二二—二二頁。但し、二〇〇八年に馬英九總統が来場するまでは、總統が実際に臨席した例はなく、代理を派遣し続けた。積奠の改制を指示した蔣總統自身ですら、新制第一年の「習儀」を視察したに止まる。なお、一九八八年以来の歴代總統（李登輝・陳水扁・馬英九）は、いずれも台北市長として正献官を務めた経験がある。

〔19〕これらの都市における孔子廟の建立過程については、黄（得時）氏前掲書、傅朝卿主編『閱讀台灣的孔子廟——孔子廟与台湾文化資產特展図録』（二〇〇二、台南市文化資產保護協會刊）などに詳し。

〔20〕ここに挙げるのは、中央政府所在地の孔子廟に関する制度であり、他地方の孔子廟に関する規定は、必ずしも同様ではない。

〔21〕配享者・従祀者のための供物は、祭祀対象としての等級に応じて降格・縮小される。



写真3 「大成至聖先師孔子神位」と、2003年の
 積奠における供物。右側に並ぶ、細長い容器が
 「籩」であり、左側に並ぶ、脚のある容器が「豆」
 である。

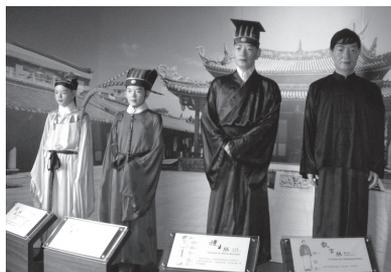


写真4 右より順に、正献官・分献官・総統代理
 などの礼服、礼生、楽生、佾生の衣冠。台北市孔
 廟（台北孔子廟）の文物展覧室に陳列されている
 もの。

清朝一七四二年——中祀、佾舞は六佾、孔子用の籩・豆は一〇ずつ。

清朝一九〇六年——大祀、佾舞は八佾、孔子用の籩・豆は一二ずつ。

台湾一九七〇年——「宋代・明代以来の各種典籍（宋明以来各種典籍）」を参考にして「大祀八佾」とする。

但し、現存の台北孔子廟は手狭であって、八佾舞を動員できないため、将来的に台北孔子廟を建て替えるまでは「中祀六佾」に止める。²³⁾

孔子用の籩・豆の数量については言及なし。

※台北孔子廟（台北市孔廟）では、二〇〇七年まで一〇ずつだったが、二〇〇八年現在では「大祀の規模を再現して（重現大祀規模）」一二ずつとなっている。²³⁾

②孔子に追贈された称号

明朝一五三〇年——至聖先師（それ以前は、元朝の制度を踏襲して大成至聖文宣王）。

清朝一七四二年——至聖先師。²⁴

清朝一九〇六年——至聖先師。

台湾一九七〇年——「宋代・明代以来の各種典籍」を参考にして、大成至聖先師。²⁵

③配享者・従祀者の内訳と神位安置場所（大成殿と後方の附属施設について）²⁶

明朝一五三〇年——先師廟に、四配・十哲。

啓聖祠に、孔子の父、及び四配・宋代先儒たちの父。

清朝一七四二年——大成殿に、四配・十二哲。

崇聖祠に、孔子の祖先五代、及び四配・宋代先儒たちの父。²⁸

(22) 『祭孔礼楽之改進』一九一〇頁。孔子廟改革以後に新設された高雄市孔子廟や台中市孔廟では、大成殿前面に突き出た丹墀（佾生が舞う露台）が十分に広く造られ、八佾舞が採用された。林氏前掲論文八七—九〇頁。二〇〇一年と二〇〇八年現在の積奠では、台北市孔廟（台北孔子廟）にも八佾舞が登場した（丹墀を臨時に拡大した）。なお、『祭孔礼楽之改進』の前掲箇所には、孔子の神位に限って神像と木主を併用することや、将来的に台北孔子廟が建て替えられた後は、総統もしくは総統代理が「主祭」を担当するべきであることも明記されているが、いずれも実現に到らなかった。

(23) 台北市政府新聞稿「紀念至聖先師孔子二五五八週年誕辰 欣逢孔廟修復 神位陞座 積奠祭礼伝承四〇週年 八佾八音十二籥 豆隆重祭礼 有史以来第一位國家元首親自蒞臨上香 大龍峒文化季緊接登場 邀請大家参与儒家六芸文化宴」（発稿単位・民政局 二〇〇八年九月二六日）。

(24) 清朝ではこれより先、順治二—四年（一六四五—五七）という短期間に「大成至聖文宣先師」の称号を用いていた。

(25) 『祭孔礼楽之改進』一九一〇頁。

(26) 東廡・西廡における従祀者は、大局として増加の一途を辿った（王安石のように、祭祀対象から外された者もあるが）。

(27) この時に、従来の「大成殿」から改称されたのである。

(28) 既に雍正元年（一七二三）に、「啓聖祠」が「崇聖祠」と改称され、孔子の祖先が五代まで祀られるようになっていた。

清朝一九〇六年——大成殿に、四配・十二哲。

崇聖祠に、孔子祖先五代と兄、及び四配・宋代先儒たちの。

台湾一九七〇年——大成殿に、四配・十二哲。

崇聖祠に、孔子祖先五代と兄、及び四配・宋代先儒たちの父。⁽³⁰⁾

④ 積奠に用いられる衣冠（主献・分献について）⁽³¹⁾

明朝一五三〇年——皇帝は、皮弁服。群臣は、朝服の冠・帶・佩・綬に加え、祭服としての青羅衣・赤羅裳（漢族様式の衣冠）。

清朝一七四二年——皇帝・群臣ともに、朝服がそのまま祭服となる（滿洲族様式の衣冠）。

清朝一九〇六年——皇帝・群臣ともに、朝服がそのまま祭服となる（滿洲族様式の衣冠）。

台湾一九七〇年——「古之礼服」としての冕冠・紺衣・纁裳（漢族様式の衣冠）⁽³²⁾。

但し、中央政府や地方政府の行事として積奠を行う場合には、公務員である者が「正献官」や「分献官」を務めるため、一九二九年（民国一八）公布の「服制條例」が定める礼服を着用する（男子礼服は藍長袍・黒馬褂であり、清朝の朝服に似る）⁽³³⁾。

⑤ 積奠に用いられる楽曲（音楽と歌詞）⁽³⁵⁾

明朝一五三〇年——洪武六年（一三三七）に定められた「大成楽章」（威和之章・寧和之章・安和之章・景和之章）。歌詞は、北宋朝の大晟府が制定したものに由来する。

清朝一七四二年——昭平之章・宣平之章・秩平之章・叙平之章・懿平之章・德平之章。

清朝一九〇六年——昭平之章・宣平之章・秩平之章・叙平之章・懿平之章・德平之章。

台湾一九七〇年——明朝洪武年間に定められた「大成楽章」(咸和之曲・寧和之曲・安和之曲・景和之曲)。歌詞は、北宋朝の大晟府が制定したものに由来する。³⁶⁾

但し、鐘・鼓による「清代の荘嚴なリズム(清代莊嚴的節奏)」は、清朝の規定を踏襲する。一方で、全ての楽器を大成殿の屋内から出し、露台で演奏させるよう改める。³⁷⁾

樂生の衣冠は、『三礼図』、『宋史』、明代の『大明集礼』、黄佐『南雍志』、朱載堉『楽律全書』、更に朝鮮の『楽学軌範』などを参考にして、宋朝・明朝の様式で製作したもの。³⁸⁾

(29) 既に咸豊七年(一八五七)に、孔子の兄である孔孟皮が従祀されていた。

(30) 『祭孔礼楽之改進』は、この問題に言及しておらず、実際にはこのように、清朝統治期以来の形態が踏襲されることになった。後の一九七二年に、中華文化復興運動推行委員会で「孔子廟制(整理孔廟兩廡先哲先賢位次)座談会」が開催され、大成殿・東廡・西廡の従祀者について再検討が図られたが、実際の改制には至らなかった。「孔子廟制(整理孔廟兩廡先哲先賢位次)座談会紀錄」(中華文化月刊社編『中華文化復興月刊』第五卷第一〇期、一九七二、中華文化復興運動推行委員会刊)。

(31) この項目については、王宇清『歴代祭孔君臣樂舞衣冠考』(一九九九、国立歴史博物館刊) 図表二〇—二二頁、本文五三—六五、一三七—一四八頁も参照した。

(32) 「纁」は、淡い赤色である。

(33) 『祭孔礼楽之改進』一五一—一九頁。

(34) 『祭孔礼楽之改進』一九頁。故に台北孔子廟(台北市孔廟)では、九月二八日の積奠の場で、正献官・分献官や大成至聖先師奉祀官・総統代表が「古之礼服」を着用した例がない。ここに挙げた「古之礼服」は、将来的に春季にも(民間行事として)積奠が行われる場合のために制定された。

(35) 本項と次項については、王氏前掲書図表三〇—三二頁、本文二二—二九頁も参照した。

(36) 『祭孔礼楽之改進』三頁。厳密には、「嘉靖の礼制改革」で一部変更されていた歌詞に、更に改訂を加えた。この時には、孔子の称号が「大成至聖文宣王」から「至聖先師」へ変更されたことに伴って、孔子を「王」と見なす表現が、「師」と見なす表現に改められたのだが、今回は、景和之曲の「百王宗師」(王者たちが宗師として仰いできた孔子)という箇所が、「時代精神」に合わせて「萬世宗師」と改められたのである。同書九頁。

(37) 『祭孔礼楽之改進』三頁。

(38) 北宋代の聶崇義『三礼図集注』を指すか。

(39) 『祭孔礼楽之改進』一五、一九頁。

⑥ 積奠に用いられる佾舞

明朝一五三〇年——文舞のみ。文舞は三羽の「翟」（三本の羽飾りがある舞踊用具）を持って行う（衣冠は漢族様式）。

清朝一七四二年——文舞のみ。文舞は、単羽の翟（一本の羽飾りがある舞踊用具）を持って行う（衣冠は滿洲族様式）。

清朝一九〇六年——大祀昇格に伴い、文舞と武舞。文舞は、単羽の翟を持って行う（衣冠は滿洲族様式）。台湾一九七〇年——文舞のみ。明代の『南雍志』に載る振付に依拠し、明朝の制定した三羽の翟を持って行う。但し、嘗ての佾舞は体操のようで美しくないため、動作の振幅を広げるなど、舞踏芸術として美感を備えるようにする。⁴⁶

佾生の衣冠は、『三礼図』、『宋史』、明代の『大明集礼』、黄佐『南雍志』、朱載堉『楽律全書』、更に朝鮮の『楽学軌範』などを参考にして、宋朝・明朝の様式で製作したもの（即ち、漢族様式⁴⁷）。

④ 積奠用衣冠・⑤ 積奠用楽曲・⑥ 積奠用佾舞は、滿洲族王朝であった清朝の規定を廃し、明朝の規定、及び明朝が継承した宋朝の規定（いずれも漢族王朝の規定）に復古している。② 孔子の称号も、明朝が嘉靖九年（一五三〇）以前に用いていた「大成至聖文宣王」と、それ以後に用いた「至聖先師」を、共に意識して改めたものであろうことが、「嘉靖の礼制改革」以後は清代の一時期を除いて採用されなかった「大成」の二字から窺われる⁴⁸。祭孔礼楽工作委员会が、孔子廟改革を通じて表現しようとした「正しい儒教礼楽Ⅱ正しい中華文化」とは、嘗ての漢族王朝が定めた儀礼空間や祭祀儀礼だったわけであり、特に直近の漢族王朝である明朝のそれが、復古にあたって手本となるが多かったのである。① 国家的祭祀儀礼としての等級について

ても、佾舞の規模を含めて、同様のことが言えるかもしれない。外形的には、「嘉靖の礼制改革」以前の明朝に做ったようにも、光緒三二年（一九〇六）以後の清朝に做ったようにも窺われるけれども、あくまで「宋代・明代以来の各種典籍」を参考にしたというのが、祭孔礼楽工作委員会の公式見解であるから、少なくとも清朝最終期の制度だけが雛型となったわけではないようだ。一方で、清朝が孔子廟に採用していた④積奠用衣冠・⑤積奠用楽曲・⑥積奠用佾舞は、「誤った礼楽」「彼ら非正統な政権に由来する伝統」として排除されたことになる。

しかし、注意すべきことは、この改革の基本路線が、あくまで「我が国古来の礼楽の基礎を回復すること（恢復我國古有禮樂之基礎）」、「古礼に接近すること（接近古禮）」⁴³だったのであり、「抗清」でも「復明」でもなかったことである。まず、明朝様式への単純な回帰とは呼べない部分を挙げると、「商朝や周朝の古式（商周古式）」に基づくと称する大型楽器を、荘本立が次々と設計・製作し、場合に応じて「宋朝の様式（宋式）」による木架と組み合わせた。⁴⁴次に、六つの変数に視線を戻せば、③配享者・従祀者の内訳と神位安置場所については、清朝の規定が踏襲されたと言える。大成殿に従祀された十二哲のメンバーから、東廡・西廡に従祀された先賢・先儒のメンバーに至るまで、清朝統治期に追加された神位は、一つも撤去されることがな

(40) 『祭孔礼楽之改進』四、八頁

(41) 当初は冠を用いず、明代の童子髪型を模した鬘を被るよう定められたが、乱れやすく見苦しいという理由で、一九七〇年には、やはり明代の李之藻『頤宮礼楽疏』に拠って、「儒巾」を被るように改められた。『祭孔礼楽之改進』一〇、一一、一九頁。

(42) 前節（第三節）で述べたように、国民党政府は一九三五年（民国二十四年）に、孔子の嫡系裔孫を「大成至聖先師奉祀官」に任命していた。孔子の称号を制定する際には、この先例も考慮されたのではないか。

(43) 『祭孔礼楽之改進』二、二〇頁。

(44) むしろ、委員会の主任委員を務めた蔣復聡は、新制積奠の挙行二日前の記者会見において、その方針を「周・宋・明・清の各時代の文化の長所を、一堂に融合させること（溶周、宋、明、清各代文化優點於一堂）」だと表明した。「至聖先師積奠典礼 北市昨日舉行預習——明朝樂舞与宋明服裝浴匯於一堂 省垣定今下午舉行預習」（『聯合報』、一九六八年九月二七日 第二版）。

(45) 『祭孔礼楽之改進』三一—一〇頁。

かったのである。⑤ 積奠に用いる楽曲も、それ自体は清朝所定の曲から明朝所定の曲へ復古したとはいえ、鐘・鼓が奏でる「清代の莊嚴なリズム」は、清朝の規定が廃されずに踏襲されたのだった。

清朝の規定が踏襲された部分はいずれも、清朝が明朝の制度を「否定して抹消した」部分、或いは「満洲族様式によって塗り替えた」部分ではなく、強いて言えば「単純に物量を拡大した」部分であると言えよう。⁴⁶ 『祭孔礼楽之改進』は、全ての楽器を大成殿の屋内から出した理由を、「殿内の雰囲気をも、更に莊嚴にするため（使殿内の氣氛更為莊嚴）」だと説明するが、一方で同書は、民衆に対する宣伝や「国際宣伝」にも意欲を示しており、映画やテレビ番組として、積奠の様子が放映されることへの期待をも明言する。⁴⁷ この点から推察するに、いわば劇場の華やかな舞台装置として、大規模で「莊嚴」な清朝の孔子廟制度を、部分踏襲したのではないだろうか。嘗ては体操に譬えられた佾舞の動作に、舞踏芸術としての美感を求めるようになったことも、こうした「劇場化」的改革の一環として解釈されよう。逆に、「大祀」を標榜する新制の積奠でありながら、大祀級相応に増強されるよう明記されたのは、佾舞の隊列のみであって、同時に増やされて然るべきはずの籩・豆の数について、同書に全く言及が為されなかったこと（大祀級への移行は、伝統的な礼学に照らせば不徹底に終わった）の理由は、一般観衆から見えない大成殿の奥深くに、それらの礼器が配置されるからではないのか。

明朝（や宋朝）の孔子廟制度に由来する諸要素には、「国民党政府の正統性」の規範を求め、清朝の孔子廟制度に由来する諸要素には、「物量的な豊かさ」の規範を求め、そして商朝や周朝の礼楽に由来すると称する大型楽器には、両者を共に求めた結果として、このような改革が成ったのだという仮説的分析（外貌の観察に基づく考察⁴⁸）を、筆者は提示しておきたい。

五、「現代の大祀」としての積奠—国民党政府は、北洋政府による孔子廟改革を継承したか？

中国大陆や台湾を統治した歴代王朝により行われてきた、孔子廟制度の管理と積奠の挙行は、王朝がこれらの地を去った後に至っても、存続させられた。国民国家の指導理念として儒教を宣揚した国民党政府にとっても、それらは政権の正統性に関わる行為であったし、特に「中華文化復興運動」の開始後には、自身が「唯一の中国政府」であることを主張するために、「正しい中華文化（史）」の表現としての儀礼空間や儀礼内容を整備したのであった。

第三節で述べたように、王朝時代には、天地・社稷・宗廟の祭祀（これらは全て大祀）を頂点とする夥しい国家的祭祀の中にあつて、孔子廟における積奠は、長らく中祀の一つに過ぎなかった。「天地・社稷・宗廟に対する儒教的祭祀」が、「儒教の開祖に対する祭祀」に優越する等級に置かれていたのである。

清朝滅亡直後の一九一四—一五年（民国三—四）にかけて、北洋政府の袁世凱大總統は、天壇・孔子廟・関岳廟（武神として関羽と岳飛を祀る）・忠烈祠（国家に尽くして落命した者を祀る）における祭祀儀礼のみを、「大同」と「共和」の時代の国家的祭祀として選択し、その儀礼空間や儀礼内容を制定した。⁴⁹そして、「北伐」（北洋政府との抗争）によって北洋政府に取って代わり、やがて「遷台」した国民党政府は、

(46) あくまで「強いて言えば」の話である。特に、孔子廟に祀られる者を追加・削減するという措置は、孔子廟が表現する「正しい儒教文化（史）」の内容に、重大な質的变化を与えやすい。また、礼器や併生を増減することは、往々にして「国家的祭祀儀礼としての等級を昇降すること」と結び付き、孔子廟それ自体の存在意義に、やはり大きな変質をもたらしてしまう。単に「神位や礼器・併生の数が増減した」というには、必ずしも止まらないのである。

(47) 『祭孔礼楽之改進』二〇頁。
(48) 祭孔礼楽工作委员会の会議録や答申書は未公開のようであるし、管見の限り、委員経験者がこの問題に言及した文章や口頭発言はないため、こうした分析の当否を検証することは難しい。

(49) 政事堂礼制館編『祀天通礼』『祭祀冠服制』『祭祀冠服図』『祀孔典礼』（一九一四、政事堂礼制館刊）、同編『関岳合祀典礼』『忠烈祠典礼』（一九一五、政事堂礼制館刊）。

A 孔子廟における積奠。

B 忠烈祠における「国殇」。

C 黄帝陵における「民族掃墓」(「遷台」以後は、忠烈祠における「遥祭黄帝陵」儀礼)。

の三つを国家的祭祀として採用する形となった。⁽⁵⁰⁾ 北洋政府のそれと比較すると、儀礼施設として天壇と関岳廟が継承されなかった一方で、祭祀対象として黄帝が加わったわけである。これら三つの儀礼は、各々、

A 国民国家の指導理念(の開祖や継承者たち)に対する祭祀。

B 国民国家のために殉難した者に対する祭祀。⁽⁵¹⁾

C 国民の血統的祖先に対する祭祀。⁽⁵²⁾

が選り取られたものであると言える。⁽⁵³⁾ 王朝時代には国家的祭祀の頂点にあった「天地・社稷・宗廟」に対する祭祀」群が、北洋政府により一部廃止され、国民党政府により全廃される過程と並行して、王朝時代にはそれらより下位の儀礼であった「儒教の開祖に対する祭祀」(「正しい儒教文化(史)」を視覚的・聴覚的に表現する行為)などが、新しい意義を与えられて、いわば「現代の大祀」に昇格したのである。

天壇と孔子廟は、既に王朝時代から大祀の会場であった儀礼施設だが、忠烈祠と名付けられた施設を、それらと同列に並べることは、北洋政府が創始したと言ってよい。清朝にも、戦没者を祀る施設として「昭忠祠」があったけれども、そこで行われた儀礼は、国家的祭祀としての等級が低かった(大祀級から二等を下る群祀級)のである。国民党政府も、既に「遷台」以前に、首都南京に「国民革命軍陣亡将士公墓」と忠烈祠を設けていたが、孔子廟改革と「大成至聖先師孔子誕辰紀念弁法」公布・施行の翌年である一九六九年に、

「忠烈祠祀弁法」を修訂し、台北市を初めとして台湾各県市に忠烈祠を建立した。⁽⁵⁴⁾

即ち、国民党政府の孔子廟制度や忠烈祠制度は、北洋政府が作った国家的祭祀の枠組を、部分的に踏襲したかのような姿を呈するのであり、故に、儀礼空間や儀礼内容の詳細を含めて、実は北洋政府の制度を参照しながら制定したものである可能性もあろう。⁽⁵⁵⁾ 『祭孔礼楽之改進』の記述には、この問題について状況証拠

(50) 一九六八年四月一八日には、中央政府が「チンギス・ハーン大祭典礼（成吉思汗大祭典禮）」を行い、蔣總統の代理として蒙蔵委員会委員長が主祭を担当した。しかし、これは「在台湾のモンゴル・チベット各族の同胞（在臺蒙蔵各族同胞）」に向けて行われたものに過ぎなかったようである。『總統府広報』第一九五一号（一九六六年四月二三日）一頁に拠り、『中華民國史事紀要』中華民國五十七年（一九六八）一至六月份（二〇〇一、國史館刊）二九五—二九六頁に収録。

(51) 一九六九年に修訂された「忠烈祠祀弁法」では、第七条に「古代の名將と革命先烈を併せて祀る（忠烈祠應并祀古代名將及革命先烈）」ことが定められたが、実際には「建国以来の、殉職殉難した忠烈なる官兵人民」のみが入祀した（現在供奉者、只限於開國以來、忠烈殉職殉難官兵人民。魏如霖「我國武廟沿革与変遷研究」（軍事雜誌）第四一卷第五期、一九七三、軍事雜誌社刊）三一—三二頁。

(52) 黄帝陵遙祭で用いられる位牌には、「中華民族遠祖黄帝之靈位」と刻まれている。坂元ひろ子によれば、二〇世紀初頭あたりから清朝打倒を掲げて結成された「革命各派」によって、漢族が「黄帝の子孫」という言説が急速に唱えられ始めた。排滿革命（満洲族王朝である清朝に対する革命）のナショナリズムの象徴として、古代伝説から黄帝が掘り起こされてきたのだらうと、坂元は解釈している。同時期には孔子も、王位を持たない改革の王者「素王」として、康有為など立憲君主派の象徴とされた。坂元『中国民族主義の神話——人種・身体・ジェンダー』（二〇〇四、岩波書店刊）六〇—六五頁。

(53) 既に北洋政府が、王朝時代には天子の特権であった祭天儀礼を、一般国民にも「許可」し、家庭で行われるべき「国民祀天儀」を制定していたのだが、『祀天通礼』一七葉表。

(54) 魏氏前掲論文三一—三四頁。なお、台中市では、孔子廟と忠烈祠が塀を隔てて左右対等に並び、台中市政府に属する「孔廟忠烈祠聯合管理所」が、両者を管理している。王朝時代の人々にとっては、想像を絶する光景であらう。

(55) 『祀孔典礼』が定める儀礼過程・儀礼内容は、「大總統祀孔子儀」「各地方行政長官祀孔子儀」「道尹県知事祀孔子儀」の三等級に分かれるが、「その礼節・服制・祭品は、祀天儀礼と一律であるべきである（其禮節、衣制、祭品當與祀天一律）」と定められている。同書一葉裏、一六葉表。そこで、祀天儀礼に関する『祀天通礼』及び『祭祀冠服制』『祭祀冠服圖』と併せ読みながら、北洋政府一九一四年（民国三）所定の「大總統祀孔子儀」と、清朝一九〇六年（光緒三二）及び国民党政府一九六八—七〇年の孔子廟改革を比較すると、「大總統祀孔子儀」と清朝最終期の制度の間では、満洲族様式の衣冠を漢族様式に改めた以外に、大きな相違はない。その一方で、「大總統祀孔子儀」と国民党政府による一九六八—七〇年改革の間にも、①国家的祭祀儀礼としての等級（王朝時



写真5 筆者自身も2002年と2005年の積奠に、礼生として参加した。

きるものではない（中國全國上下，因袁世凱違反對孫中山所作實施民主政體之諾言，而恢復帝制，自稱皇帝，被第二次革命推翻，齊罵袁是竊國。但彼所制定之祭服，卻頗能保存數千年傳統之服飾文化，非可否定³⁷）と、一定程度の評価を示したことがある。

国民党政府の孔子廟制度へ、もし本当に北洋政府の遺産が流れ込んでいたとすれば、『祭孔礼楽之改進』の中に、北洋政府に関する言及が皆無であるのは何故か。それは、北洋政府の孔子廟制度が、必ずしも「誤った礼楽」というわけではないけれども（必ずしも「道統」には反しないけれども）、しかし「我ら正統な政權には繋がない伝統」なのだ（国民党政府に繋がる「治統」とは相容れない）という立場を、あえて北洋政府に言及しないという態度によって、暗示したことになるのだろう。

を得ることができないけれども、国民党政府は一九三四年（民国二三）の段階で、北洋政府の孔子祭祀制度を踏襲した部分があり、「民国制定のこの前例に拠つて」儀礼を挙行していたことが報告されている³⁸。また、祭孔礼楽工作委員会の服装研究組招集人であった王宇清は、北洋政府の定めた祭祀用衣冠について、「袁世凱は、民主政体を実施するという孫文との約束を破り、帝制を回復し、皇帝を自称して、第二次革命により帝制撤回に追い込まれた者であるから、中国では全国上下の者が、口を揃えて「袁世凱が国を盗んだ」と非難するけれども、彼の制定した祭服は、数千年の伝統を持つ服飾文化を頗るよく保存しており、否定で

代の大祀に準じる)、③配享者・従祀者の内訳と神位安置場所(清朝が追加した神位を撤去しない)、④積奠に用いられる衣冠(漢族様式を採用する)については、全面的もしくは部分的な共通が見られる。

なお、現在の台北市孔廟には、北洋政府が一九一九年(民国八)に従祀の列に加えた、清代の顔元・李燦の神位が設けられている。但し、杜氏の教示によれば、これらは一九五八年以後の某時点で、既に増設されていたものである。故に、必ずしも国民党政府による孔子廟改革と結び付けられるべきではない。

(56) 中野氏前掲書三四―四一頁。但し、同書の記述は曖昧である。また、「現在行はれて居る祀孔儀節(積奠)は、民国三年政事堂礼制館長徐世昌氏等が定めた礼制に拠つて居る」と述べる一方で、「国民政府祀孔典礼は、斯くの如く、面倒ではなく、極めて略式に行はれた」のだという。これは、「家祭」と「国祭」の対比を指すのだろうか。いずれにせよ、同年の家祭が八佾舞を用い、なおかつ文舞と武舞を揃えていたことは、注意に値する。注(9)を参照。

(57) 王氏前掲書一六〇頁。

参考文献

- 『礼記正義』(標点本、「十三経注疏整理本」所収、北京大学出版社刊)
- 黄佐『南雍志』(明代刊本による影印本、「太学文献大成」所収、学苑出版社刊)
- 李之藻『頤宮礼楽疏』(文淵閣四庫全書本による影印本、台湾商務印書館刊)
- 『万曆』大明会典(明朝万曆年間司礼監刊本による影印本、新文豊出版公司刊)
- 『光緒』欽定大清会典、『光緒』欽定大清会典图、『光緒』欽定大清会典事例(清朝光緒二五年刊本による影印本、啓文出版社刊)
- 『明史』(標点本、中華書局刊)
- 『清史稿』(標点本、中華書局刊)
- 政事堂礼制館編『祀天通礼』『祭祀冠服制』『祭祀冠服图』『祀孔典礼』(一九一四、政事堂礼制館刊)
- 政事堂礼制館編『閔岳合祀典礼』『忠烈祠典礼』(一九一五、政事堂礼制館刊)
- 祭孔礼楽工作委員会編『祭孔礼楽之改進』(一九七〇、祭孔礼楽工作委員会刊)
- 『至聖先師積奠典礼』北市昨日举行預習——明朝楽舞与宋明服装浴匯於一堂 省垣定今天下午举行預習『聯合報』、一九六八年九月二七日、第二版。
- 『孔子廟制(整理孔廟兩廡先哲先賢位次)座談会紀錄』(中華文化月刊社編『中華文化復興月刊』第五卷第一〇期、一九七二、中華文化復興運動推行委員会刊)

台北市政府新聞稿「紀念至聖先師孔子二五五八週年誕辰 欣逢孔廟修復 神位陞座 祀奠祭禮傳承四〇週年 八份八音十二籩豆 隆重祭孔 有史以來第一位國家元首親自蒞臨上香 大龍峒文化季緊接登場 邀請大家參與儒家六芸文化宴」(発稿単位…民政局、二〇〇八年九月二六日)

徐金虎編『礼俗宗教法令』(一九六九、瑞成書局刊)

郭廷以編著『中華民國史事日誌』第三冊(一九八四、中央研究院近代史研究所刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國二十三年(一九三四年)七月至十二月(一九八八、國史館刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國二十四年(一九三五年)一月至六月(一九八七、國史館刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國二十四年(一九三五年)七月至十月(一九九〇、國史館刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國五十五年(一九六〇)七月至十二月(一九九一、國史館刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國五十七年(一九六八)一月至六月(二〇〇一、國史館刊)

中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』中華民國五十七年(一九六八)七月至十二月(二〇〇二、國史館刊)

中野江漢『祀奠』(一九三五、東亞研究会刊)

小島毅「嘉靖の礼制改革について」(『東洋文化研究所紀要』第一一七冊、一九九二、東京大学東洋文化研究所刊)

坂元ひろ子「中国民族主義の神話——人種・身体・ジェンダー」(二〇〇四、岩波書店刊)

黄文陶編著『中国歴代及東南亜各国祀孔儀礼考』(一九六五、嘉義県文献委員会刊)

魏如霖「我國武廟沿革与変遷研究」(『軍事雜誌』第四一卷第五期、一九七三、軍事雜誌社刊)

黄得時編著『台湾の孔廟』(一九八一、台湾省政府新聞処刊)

黄進興「侵入聖域——權力、信仰与正当性」(一九九四、允晨文化出版刊)

王宇清「歴代祭孔君臣采舞衣冠考」(一九九九、国立歴史博物館刊)

林勇成「台湾地区孔子廟『祀奠佾舞』之研究」(二〇〇二、中国文化大学舞蹈研究所碩士論文)

傅朝卿主編『閱讀台湾的孔子廟——孔子廟与台湾文化資産特展図録』(二〇〇二、台南市文化資産保護協會刊)

杜美芬「祀孔人文暨禮儀空間之研究——以台北孔廟為例」(二〇〇三、中原大学建築学研究所碩士論文)